

「職住近接を実現する」

多摩地域・島しょ部の 働く場づくりを応援します

最大
3600万円



▶ 第3期申請期限：1/19（金）

補助対象事業

1. 申請者（民間コース）

都内の市町村部に、複数の企業の労働者が利用できる

共用型サテライトオフィスを設置し運営する企業等（大企業、団体、NPOを含む）※

2. 主な申請要件

新規事業であること・関係法令を遵守した建物と確認できること・

事業計画段階であること※ ※その他要件があります。募集要項をご確認ください。



サテライトオフィス設置等

補助対象経費



整備 改修費

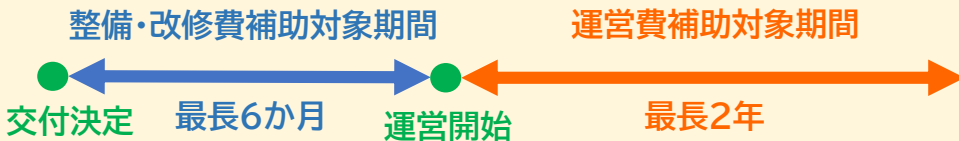
工事費、施工監理費、建物・施設取得費、賃借料、
備品費、広告費 【最大2,000万円】

運営費

人件費、備品費、賃借料、建物管理委託費、
広告費 【最大800万円/年×2年間】



補助金



申請書類受付・お問い合わせ先

（公財）東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 シェアオフィス運営係
TEL: 03-5211-2762 (受付時間: 平日9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く)

MAIL: sate_office@shigotozaidan.or.jp

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>



各コースの補助内容

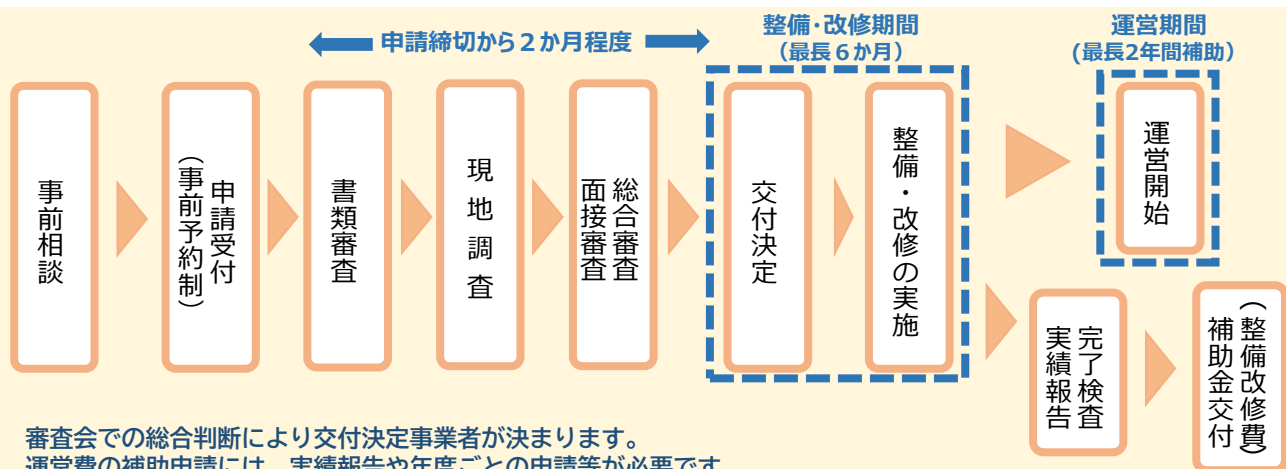
コース名	主な補助要件	補助限度額・補助率
①サテライトオフィス 設置コース	場所：東京都内の 市町村 座席：5席以上 面積：50㎡以上	○整備・改修費 1,500万円・(1/2) 〔最大2,000万円・(2/3)※〕 ○運営費（2年分）600万円/年・(1/2) 〔最大800万円/年・(2/3)※〕
②ミニワーケーション コース	場所：西多摩 ・島しょ等 座席：2席以上	○整備・改修費 133万円・(2/3)

※保育所等の併設又はスキルアップ支援等を実施する場合、整備・改修費及び運営費の限度額・補助率がアップ
サテライトオフィス設置推進地域に設置する場合、整備・改修費の限度額・補助率がアップ（詳細は募集要項参照）

★行政コースもあります。

※区市町村又は区市町村の外郭団体が設置するもの（区市町村が官民連携協定等により設置するものを含む）。

補助事業の流れ



審査会での総合判断により交付決定事業者が決まります。
運営費の補助申請には、実績報告や年度ごとの申請等が必要です。

補助金申請方法

申請受付期間：第3期：令和5年11月13日(月)～令和6年1月19日(金)17時締切

提出場所：東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル10階

※事前にメールで申請書類提出日時をご予約(申請書と事業計画書を添付、PDF形式・パスワード付)の上、申請書類一式をご持参ください。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。

申請にあたっては、当財団ホームページの「募集要項」を必ずご確認ください。

要項・申請様式はこちら →

サテライト 設置等補助金

